



# うちなー健康経営宣言

第544号

令和 4 年 8 月 3 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

働き改革は社会や会社だけではなく、個人の意識改革が必要です。

経営者、従業員が一体となって心身ともに健康で活力にあふれる会社を目指します。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出することについて、就業規則に盛り込む。
5. 健康増進に関する数値目標を設定する。  
(とりあえず、従業員が1日1000歩以上歩く)
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
7. 食生活の改善に取り組む。
8. 運動機会の増進に取り組む。
9. 適正飲酒対策に取り組む。
10. 感染症予防に取り組む。
11. メンタルヘルス対策に取り組む。
12. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。